

令和2年度「青森市八甲通り路上駐車場」に係るモニタリング評価結果（第2回）

青森市八甲通り路上駐車場については、東洋建物管理株式会社が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

指定管理者からのヒアリング内容及び実地調査等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和2年12月10日

施設名	青森市八甲通り路上駐車場
設置目的	青森市駐車場条例（平成17年青森市条例第191号）に定める施設として、青森市中心市街地周辺の利用者の利便性に資するために設置している。
所在地	青森市古川二丁目102-7
指定管理者	【名称】東洋建物管理株式会社 【代表者】代表取締役社長 七尾 嘉信 【住所】青森市橋本一丁目7番3号
指定期間	平成28年4月1日 から 令和3年3月31日まで（5年間）

評価項目		実施内容	評価結果	
			適正	要改善
管理について	適正な配置や体制となっているか	管理人3名によるシフト制で、適正な配置となっています。	○	
	職員の指導育成、研修が行われているか	定期教育及び防災訓練を実施し、職員の資質向上に努めています。	○	
	施設管理のための保守点検業務が適切に行われているか	1日に2回の巡回を行い、チェック表を作成するなど、適切な保守点検業務が行われています。	○	
	防犯、防災、緊急時に的確な対応が行えるようにしているか	緊急連絡表の作成・掲示、防災訓練の実施や消火器、AEDの設置など、緊急時の対応に備えています。	○	
	個人情報保護について適切な対応が行われているか	個人情報保護規程を職員に配布し、周知を図るなど適切な対応が行われています。	○	
運営について	環境負荷の低減などの取り組み	温度計による適温管理や、不要な蛍光灯の消灯など省エネルギーに努めています。	○	
	市民の平等利用が確保されているか	入出庫時刻や未届車のチェックなど無断駐車が無いようチェックし、平等利用の確保に努めています。	○	
	利用者の要望、意見を把握し、運営に反映しているか	意見要望箱を設置するなど、利用者の要望、意見の把握に努めています。	○	
	積極的に地域や関係団体と連携を図っているか	近隣町会に場内の一部を花壇づくりとして開放するなど、地域との連携を図っています。	○	
	事業が計画通り実施されているか	注意喚起用看板の設置や回数券販売明示など、事業計画通り実施されています。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業の実施状況ともに良好と認められます。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 青森市市民部生活安心課
【電 話】 017-734-5258
【メー ル】 seikatsu-anshin@city.aomori.aomori.jp